

我が国の標準統計分類の概要

参考資料1

	日本標準産業分類	日本標準商品分類	日本標準職業分類	疾病、傷害及び死因分類
設定年月、改訂回数 最新の改訂年月	昭和24年10月、12回 平成19年11月	昭和25年3月、5回 平成2年6月	昭和28年3月草案、昭和35年3月設定、4回 平成9年12月	昭和26年、4回 平成6年10月(一部改定 平成17年10月)
分類単位 : 定義 : 範囲	事業所 (経済活動の場所的単位) (1) 単一の経営主体のもとにおいて一定の場所(一区画)を占めること。 (2) 人及び設備を有して継続的に行われること。 (例外) ① 住居(行商、自由業、農林漁家) ② 管理する事務所(詰所、建築工事現場) ③ 法的単位(学校、官公庁)	商品 (価値ある有体的商品) (包含) 電力、ガス、用水 (例外) ① 土地 ② 家屋 ③ 立木	個人 (収入を伴う仕事を継続的に行う、いわゆる有職者) (除外) ① 仕事以外からのみ収入のある者 ② 無給の奉仕の仕事を行う者	個人にかかる現象 (疾病、傷害、死因に関連する) 死亡に関連したすべての事項並びに保健ケアのエピソードの間に取り扱われるすべての病態又は問題
分類標識 : 定義 : 範囲	産業 (財又はサービスの生産と供給において類似した経済活動を統合したもの) (包含) 営利及び非営利の活動 (除外) 家計における主に自家消費のための財又はサービスの生産と供給	商品集団 (類似性)	職業 (収入を伴う継続的な仕事)	疾病、傷害、死因 ・ 疾病及びその他の病態に関連するもの ・ 損傷、中毒及び外因のその他の影響に関連するもの ・ その他、診断データに含まれる内容
分類基準	(1) 財貨又はサービスの種類 (2) 財貨生産又はサービス提供の方法(設備、技術等) (3) 原材料の種類、サービスの対象、取り扱われるもの(商品)	(1) 商品の成因 (2) " 材料 (3) " 用途 (4) " 機能	(1) 仕事の形態 (2) 知識又は技能 (3) 財貨又はサービスの種類 (4) 原材料・道具 (5) 場所・環境 (6) 役割 (7) 従事人数	<死亡> 原死因 <疾病> 主要病態
分類適用基準	(1) 生産される財、取扱われる商品又は提供されるサービスに帰属する付加価値 (2) 過去1年間の収入額又は販売額 (3) 従業員の数又は設備		(1) 2つ以上の勤務先 就業時間 収入 最近時の仕事 (2) 1つの勤務先 就業時間 技能の種類・程度 主要(又は最終)過程	<原死因> (a) 直接に死亡を引き起こした一連の事象の起因となった疾病もしくは損傷 (b) 致命傷を負わせた事故又は暴力の状況 <主要病態> 患者の治療又は検査に対する必要性に基づく保険ケアのエピソードの最後に診断された病態
国際分類の略称 (当初設定年、改訂回数、最新の改訂年)	ISIC (1948年、4回、2007年(予定)) (小改定1回、2002年)	SITC (1950年、3回、1985年) HS (1983年、3回、2002年) CPC (1997年、2回、2007年(予定)) (小改定1回、2002年)	ISCO (1958年、3回、2008年(予定))	ICD (1900年、10回、1989年) (小改定 2003年)
備考	第12回改訂：平成20年4月適用			